

2009年4月17日

総量規制の円滑実施に関する意見

弁護士 宇都宮健児

1、はじめに

前回（2009年2月3日）の有識者会議において貸金業者の実態等を聴取した際、総量規制の円滑実施のため必要な事項について複数の委員から出された意見等を踏まえ、以下の通り提言するものである。

2、総量規制は「貸し剥がし」を正当化するものではないこと

総量規制は、返済能力を超える貸付けを禁止する規定であって、返済能力を超えて貸し付けられた残高の取立てを命ずる規定ではない。

総量規制は、本来の約定にない繰上げ返済の要求（貸し剥がし）を正当化するものではないし、返済困難に陥った顧客等に対する期限の猶予や返済計画の条件緩和等の措置を講ずることを制約するものでもない。

これらの点について、貸金業者及び顧客等の双方に誤解が起こらないよう、監督官庁及び日本貸金業協会において、現時点から注意を喚起しておくべきである。

3、貸付けの残高について正確な情報を提供しておくこと等

総量規制への抵触の有無を判断するには、貸付けの残高を正確に把握することが必要不可欠である。少なくとも、法律上有効とは言えない請求のために顧客等が経済的困難に陥ることのないよう、監督官庁において、貸金業者が以下の措置をとるよう促すべきである。

- ①貸金業者は、総量規制に抵触する恐れがある顧客に対し、利息制限法へ引直し計算をした自社の貸付残高を通知するとともに、総量規制に抵触

する恐れがある旨を事前に警告すること

②過払となる顧客には、過払金を自主的に返還すべきこと

③利息制限法引き直し計算しても総量規制に抵触することが確実と思われる顧客に対しては、分割払の金額の減額、適用利率の低減など、顧客の返済能力を超える返済を求めることのないように調整するための、返済条件の見直しを行うこと

4、カウンセリング機関の紹介

貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のため必要があるときは、法テラスなど適切なカウンセリング機関を紹介するよう努めなければならない（法12条の9）。これまで繰り返し貸付けを行ってきた既存顧客に対して新たな貸付けができなくなる場合などは、特にこの点が重要となる。監督官庁及び日本貸金業協会において、貸金業者に対し、この規定の趣旨を周知徹底されたい。

以上